

社会福祉法人樺会 評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規定は、社会福祉法人樺会（以下「本会」という。）の定款第9条、定款第23条に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表第1に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼務する評議員には、支給しない。

2 常勤役員に対しては、報酬、地域手当、通勤手当及び期末手当を支給し、金額は次のとおりとする。ただし、本会の給与規定に基づき給与の支給を受ける役員には支給しない。

- (1) 報酬、地域手当は、別表第2に定める1人当たりの月学の範囲内とする。
- (2) 期末手当の額は、別表第2に定める年額の範囲内とする。
- (3) 通勤手当の額は、職員旅費規定による。
- (4) 退職金の支給について、評議員会が必要であると認めたときは、支給額は退職金規定による。

3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等本会業務への出席の都度、別表第3に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼務する非常勤役員には、支給しない。

(報酬支払方法)

第4条 前条号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の弁償)

第5条 本会は、第2条の第1号、第2号、第4号による評議員、役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については近接地外の旅行に関するものを対象とし、旅費規則に基づき算出されるものとする

3 費用の弁償の請求あったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人の名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則 この規程は、平成29年6月15日より施行する。

(別 表)

(1) 評議員の報酬

役 職	報 酬 額 (年度)	総額 (年1人当たり)	1人当たり/回
評 議 員	525,000 円	75,000 円	12,510 円

。

(2) 常勤役員の報酬

役 員	報酬月額	地域手当月額	期末手当年額	年間総額
役 員 (常勤)	0円	0円	0円	0円

*ホーム長、施設長を兼務する場合は、役員報酬は支給せず給与規程に基づき給与を支給する。

*従業員就業規則に定める休日以外は総て出勤するものとする。

(3) 非常勤役員等の報酬

役 職	報酬年総額 (1人当たり)	1人当たり/回
理事 (会長)	75,000 円	12,510 円
理事、(理事長以外)	75,000 円	12,510 円
監事	75,000 円	12,510 円

(4) 理事長報酬（非常勤）

役 職	報 酬 額（月額）	備 考
理 事 長	1回 25,000円	業務執行報酬

※ ホーム長、施設長を兼務する場合は、役員報酬は支給せず、給与規定に基づき給与を支給する。（常勤の場合）

※ (5) 理事報酬

役 職	報 酬 額（月額）	備 考
理 事 報 酬	調整中	常勤

※ 従業員就業規則の定める休日以外は全て出勤するものとする。

平成 7年 4月 1日より実施する。

平成13年 4月 1日 一部改正

平成13年12月 1日 一部改正

平成16年 5月 1日 一部改正

平成18年12月 3日 一部改正

平成23年 9月18日 一部改正

平成24年 5月27日 一部改正

平成26年10月 1日 一部改正

平成29年 6月15日 制度改革に伴う大幅改正

平成29年10月01日 一部改正

平成30年04月01日 一部改正